

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積もる契約金額の100分の5以上とします。
もし足りない場合、入札は無効となります。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付します。
ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全額又は一部に充当します。

3 入札保証金の免除

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。なお、入札保証金の免除を受けた落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、落札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を 令和3年10月15日(金)17時までに提出した場合。

(2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類(様式3号及び当該様式の内容を証する書類※)を 令和3年10月15日(金)17時までに提出した場合。

※ 契約書の写し等：契約書は契約名、契約日、契約額、業務内容、押印箇所等、主要部分の抜粋でも可。

4 現金での納付について

| | |
|------|--|
| 納付方法 | (1) 入札保証金納付書発行依頼書【様式7】に必要事項を記入し、 <u>令和3年10月15日(金)17時</u> までに沖縄県商工労働部 ものづくり振興課へ提出する。 |
| | (2) 納付書を沖縄県商工労働部ものづくり振興課で受け取り、納付書に 記載されている金融機関で <u>令和3年10月25日(月)</u> までに入札 保証金を納付する。 |
| | (3) 納付先金融機関から受領を受け取る。 |
| | (4) 入札日 <u>令和3年10月29日(金)12時</u> までに、受領書の写しを 沖縄県商工労働部ものづくり振興課へ提出する(FAXでも可)。 |
| 納付場所 | 琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、 沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店、 鹿児島銀行、みずほ銀行 |
| 納付期間 | 納付書公付日から ~ <u>令和3年10月25日(月)</u> まで |
| 還付方法 | 入札保証金を納付し、落札しなかった場合、入札保証金還付請求書 【第9号様式】を沖縄県商工労働部ものづくり振興課へ提出する。 (2週間後に指定された口座に還付金を振り込む。) |